

# 訪問看護ステーション利用契約書

## 第1条（契約の目的）

- 1 本契約は、事業者が利用者に対し、介護保険法、健康保険法その他関係法令に基づき、訪問看護サービスを提供し、利用者がこれを利用することについて必要な事項を定めることを目的とします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法、健康保険法その他関係法令の定めによるものとします。
- 3 事業者は、本契約の内容について、重要事項説明書により利用者に説明するものとします。
- 4 重要事項説明書は、本契約の一部を構成するものとします。

## 第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から1年間とします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者または事業者のいずれからでも、文書による契約終了の申出がない場合には、本契約は同一条件にてさらに1年間自動更新されるものとします。

## 第3条（サービスの内容）

- 1 事業者は、介護保険法に定める居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づくサービス、もしくは医療保険関係法令に基づくサービスを、該当する保険制度を適用し、訪問看護計画書等の内容に沿って提供するものとします。
- 2 事業者は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士を利用者の居宅に派遣し、心身機能および日常生活動作の維持・回復を図り、在宅療養の継続を支援するものとします。

## 第4条（訪問看護の内容）

- 1 事業者は、介護保険法に定める居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づくサービス、もしくは医療保険関係法令に基づくサービスを、該当する保険制度を適用し、訪問看護計画書等の内容に沿って提供するものとします。
- 2 事業者は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士を利用者の居宅に派遣し、心身機能および日常生活動作の維持・回復を図り、在宅療養の継続を支援するものとします。また、必要に応じて主治医と連携し、主治医および居宅介護支援事

業者等に対し、訪問看護報告書を提出するものとします。

3 事業者は、介護保険給付または医療保険の対象とならないサービス（自費）について、利用者からの依頼があった場合に限り、事業者の判断により、別紙料金表に基づき提供することがあります。

## 第5条（利用料金）

1 利用者は、本契約に基づき提供される訪問看護サービスについて、介護保険法または医療保険関係法令の定めに従い、所定の利用料金を支払うものとします。

2 利用料金の具体的な内容および金額については、別紙料金表に定めるものとします。

## 第6条（支払方法）

1 利用者は、前条に定める利用料金を、毎月末日締めとし、事業者が交付する請求書に基づき、口座振替により支払うものとします。

2 支払期限については、本契約に定める内容に従うものとします。

3 口座振替が利用できない等のやむを得ない事由がある場合には、事業者が認めた方法により支払うものとします。

## 第7条（サービスの中止・変更・追加）

1 利用者は、サービスの中止または変更を希望する場合には、できるだけ早めに事業者へ連絡するものとします。

2 利用者は、当日9時までに中止の連絡がなく、当日訪問時間に不在であった場合には、別紙料金表に定めるキャンセル料金を負担するものとします。ただし、体調不良その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。3 利用者からサービス内容の変更または追加の申出があった場合には、事業者は利用者と協議のうえ、サービス提供の日時および内容を決定するものとします。

## 第8条（契約の終了）

1 利用者は、原則として終了希望日の1週間前までに、文書により解約の申出を行うことにより、本契約を終了することができるものとします。ただし、病状の変化や急な入院等、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

2 事業者は、やむを得ない事由により本契約を継続することが困難となった場合には、原則として終了日の1か月前までに、文書により通知することにより、本契約を終了することができるものとします。

## 第9条（自動終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は通知を要せず自動的に終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 要介護認定が「非該当（自立）」となった場合（医療保険利用者を除く）
- (3) 利用者が死亡した場合

## 第10条（事故発生時の対応および損害賠償）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者および関係者に対し誠意をもって対応するものとします。
- 2 事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、関係法令に基づき、その損害を賠償するものとします。
- 3 事業者は、万一の事故に備え、損害賠償責任保険に加入しているものとします。

## 第11条（個人情報の取扱い）

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり知り得た利用者およびその家族に関する個人情報について、関係法令を遵守し、適切に取り扱うものとします。
- 2 事業者は、サービス提供に必要な範囲において、主治医、居宅介護支援事業者その他関係機関と、利用者の個人情報を共有することがあります。

## 第12条（苦情および相談）

事業者は、利用者からの苦情または相談に対し、誠意をもって対応するとともに、必要に応じて重要事項説明書に定める窓口を案内するものとします。

## 第13条（事業継続が困難な場合の対応）

災害、感染症の蔓延その他やむを得ない事由により、事業者によるサービス提供の継続が一時的に困難となった場合には、利用者の療養の継続を図るため、必要に応じて他の訪問看護事業所等への訪問継続を依頼または調整することがあります。

## 第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、事業者および利用者は、誠意をもって協議し解決を図るものとします。本契約に関して紛争が生じ、協

議によっても解決しない場合には、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 契約締結欄

本契約締結の証として、本書2通を作成し、双方が署名・押印のうえ各1通を保有します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所：

氏名： 印

(代理人が選任された場合)

住所：

氏名： 印

<事業者>

住所：

所在地：福岡市中央区赤坂1-11-13 赤坂塚田ビル4F

事業者名：株式会社 裕生堂

代表者名：代表取締役 塚田 真二郎 印

事業所名：裕生堂訪問看護ステーション

事業所住所：福岡県福岡市中央区赤坂1-11-13 赤坂塚田ビル4F

事業所番号：福岡県指定第4061191468号

## 改訂履歴

2021年3月1日 新規作成

2023年7月19日 一部改訂

2024年3月27日 介護保険・診療報酬改定に伴い一部改訂

2025年9月 文言整理・個人情報取扱い条項等を一部改訂

2026年1月 代表者変更に伴い、記載内容の一部を修正